

発議第 2 号

松伏町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

松伏町議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年松伏町条例第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和 4 年 3 月 1 8 日提出

提出者	松伏町議会議員	佐藤	永子
賛成者	松伏町議会議員	松岡	高志
賛成者	松伏町議会議員	川上	力
賛成者	松伏町議会議員	吉田	俊一
賛成者	松伏町議会議員	福井	和義
賛成者	松伏町議会議員	高野	祐大

提 案 理 由

行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、政務活動費に係る申請書等の押印を不要としたいので、この案を提出するものである。